

受給手続きが始まります

- 定額給付金
- 子育て応援特別手当

4月7日に、申請書を発送します

本市に転入した場合は転入前の住所地から支給されます。また、2月2日以降に市外に転出した場合は本市から支給します。

《申請・受給について》  
 受給するためには申請が必要です。申請書は4月7日に、市から世帯主あてに発送しますので、本人(世帯主)と振込先口座が確認できる書類とともに、市へ返送してください。(提出書類などについては詳しくは、申請書と一緒に送付する「申請手続と給付のご案内」をご覧ください。)

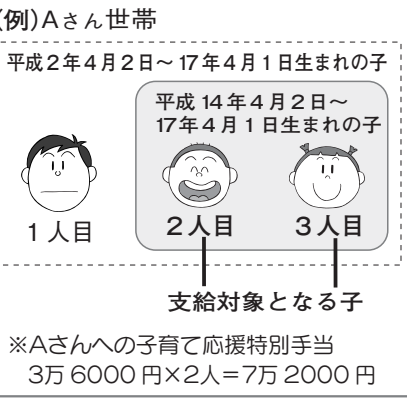
4月27日以降、申請書に記入していただいた口座に、順次振り込んでいきます。

現在の厳しい経済情勢のなか国民の皆さんの家計を支援するため、国から「定額給付金」が支給されます。また、幼児教育期の子どもが2人以上いる世帯の負担に配慮し、「子育て応援特別手当」が支給されます。

《基準日》  
 基準日はいずれも「平成21年2月1日」です。2月2日以降に

●振り込み詐欺にご注意ください●  
 市職員が給付を理由に、手数料の振り込みを求めたり、電話で口座番号を確認することは絶対にありません。※ATM(現金自動預払機)を自分で操作して、口座にお金を振り込んでもらうことは不可能です

「子育て応援特別手当」の支給対象



※定額給付金については本紙3月25日号と同時配布しているチラシでもお知らせしています

定額給付金

【対象】基準日に、本市に住民登録をしている人または外国人登録をしている人

【受給者】対象者が属する世帯の世帯主(世帯主が全員分を一括受給)。外国人は各個人

【給付額】1人につき1万2000円。基準日に、65歳以上(昭和19年2月2日以前生まれ)の人および18歳以下(平成2年2月2日～21年2月1日生まれ)の人は1人につき2万円

【問合せ先】西宮市定額給付金等対策室(0798・35・3718)

子育て応援特別手当

【対象となる子】平成14年4月2日～17年4月1日生まれで、次の要件をすべて満たす子

▽平成2年4月2日～17年4月1日生まれの子の中で、第2子以降であること(上図参照)▽基準日に、本市に住民登録または外国人登録をしていること

【受給者】基準日に支給対象となる子が属する世帯の世帯主

【支給額】対象となる子1人につき3万6000円

【問合せ先】西宮市定額給付金等対策室(0798・35・3718)：4月1日以降は《0798・34・3678》

男女共同参画社会の実現に向けて

懇話会委員を募ります

市は、男女共同参画社会の実現に向けて、施策の現状とあり方について意見を求める「男女共同参画懇話会」を設置しています。このたび、委員10人のうち2人を公募します。

【対象】平成21年6月1日現在

【募集人数】各2人

【応募方法】所定の応募用紙に小論文(800字～1200字。テーマは別表参照)を添えて、郵送またはEメールで4月24日(郵送の場合消印有効)までに別表の担当課・グループ(T662-8567六湛寺町10-3)あて提出を ※応募用紙は担当課・グループで配布しているほか市のホームページ(アドレスはページ下参照)からダウンロードできます(「市政情報」の中の「計画・政策・施策」から「審議会情報」へ)

委員を公募

青少年問題協議会  
 国民健康保険運営協議会

市は、市政への市民の参画を推進するため、審議会(協議会)委員の公募を進めています。このたび、任期が5月31日で終了する「西宮市青少年問題協議会」と「西宮市国民健康保険運営協議会」の委員について、次期委員の一部を公募します。

【対象】別表の年齢要件等を満たす者

【2点以上の提示が必要なもの】健康保険証、年金手帳、介護保険証、市税通知書など

※代理人の場合は本人確認書類に加えて、委任状(請求する証明書が法人名義の場合は、会社印と代表者印があるもの)が必要

0字～1200字)を書いたものを郵送かEメールで4月30日(必着)までにウェブ(T663-8204高松町4-8)プレラにのみや4階(0798・64・9465)vo.jyosei@nishi.or.jp)へ。持参も可

※結果は本人あて郵送で通知します

【ウェブいきいきフェスタ】実行委員を募集

【フェスタ】住所、氏名(グループの場合は代表者名)、電話番号、応募の動機を書いたものを郵送かEメールで4月30日(必着)までにウェブ(T663-8204高松町4-8)プレラにのみや4階(0798・64・9465)vo.jyosei@nishi.or.jp)へ。持参も可。

【フェスタ】住所、氏名(グループの場合は代表者名)、電話番号、応募の動機を書いたものを郵送かEメールで4月30日(必着)までにウェブ(T663-8204高松町4-8)プレラにのみや4階(0798・64・9465)vo.jyosei@nishi.or.jp)へ。持参も可。

【フェスタ】住所、氏名(グループの場合は代表者名)、電話番号、応募の動機を書いたものを郵送かEメールで4月30日(必着)までにウェブ(T663-8204高松町4-8)プレラにのみや4階(0798・64・9465)vo.jyosei@nishi.or.jp)へ。持参も可。

消防テレホンサービス

4月1日～15日…普通救命講習会案内、16日～30日…119番のかけ方・通報の仕方。平日の午前8時～午後5時(土曜は午前11時)▷病院情報…平日の午後5時(土曜は午前11時)～翌朝8時と日曜・祝日の24時間

県立高校6校が避難所に

市は県と連携して、4月1日付けで市内の県立高校のうち、次の6校を避難所に指定します。大規模な災害が発生したときは、体育館などの施設を避難所として開設します。いざというときの避難に備えて、近くの学校までの避難経路などを確認しておきましょう。

問合せは防災対策グループ(0798・35・3626)へ。

【避難所に指定する県立高校】西宮高校(上甲東園2丁目4-32)▷西宮北高校(苦楽園二番町16-80)▷西宮南高校(高須町2丁目1-43)▷西宮甲山高校(鷲林寺字剣谷10)▷西宮今津高校(浜甲子園4丁目1-5)▷鳴尾高校(学文殿町2丁目1-60)

推計人口 47万9239人(女25万2194人、男22万7045人)  
 世帯数 20万3015  
 面積 100.18km<sup>2</sup> 平成21年(2009年)3月1日現在

利用登録が4月から必要に

インターネットでの予約受付がスタート

4月から、各公民館と若竹生活文化会館および男女共同参画センター ウェーブは、西宮市公共施設予約システム「まなびネット」にのみやの運用を始

めます。これにより、利用者の皆さんに最新の空き室情報を提

供できるようになります。なお、各施設の使用申込・予約をする団体グループ(5人以上が対象)は事前に利用登録が必要になります(使用申込の際の手続きはこれまでより簡素化されます)。4月1日から各

施設の窓口で登録を受け付け、利用登録通知書を交付します。また、これまでの使用申込・予約の受付方法に加え、4月7日からはインターネットを利用して、集客室などの予約が行えるようになります。ただし、「予約日の翌日から10日以内」に窓口での手続きが必要です。

問合せは中央公民館(0798・67・1567)、若竹生活文化会館(0798・67・7171)、ウェブ(0798・64・9495)へ。

【インターネット予約の方法】  
 ①窓口で利用登録を行う  
 ②「まなびネット」にのみや(http://yoyaku.nishi.or.jp/manabinet/)から予約する  
 受付初日は毎月7日。受付時間は午前7時～午後11時。公民館・若竹生活文化会館は2カ月先の末日まで、ウェブは1カ月先の末日まで予約可能

③予約を入れた施設の窓口で手続きする…10日を過ぎると予約が取り消されますので、ご注意ください

本人確認書類が

4月から必要です

「税証明書」の交付申請

市は4月1日から税証明書の交付申請の際に、本人確認を行います。他人のなりすましによる不正な請求等を防止し、個人

人情報を保護するため、市民の皆さんの協力をお願いします。窓口に来られた人が本人であることを確認するため、次のよ

うな書類の提示が必要になりますのでご注意ください。なお、郵送で申請する場合は本人確認書類のコピーを同封してください。

問合せは税務管理グループ(0798・35・3651)へ。

《本人確認書類》  
 □1点の提示でよいもの…パスポート、顔写真付きの住民基本台帳カード、運転免許証、身

体障害者手帳、その他顔写真付きの官公署発行の証明書

【対象】別表の年齢要件等を満たす者

【2点以上の提示が必要なもの】健康保険証、年金手帳、介護保険証、市税通知書など